

「泉佐野市における部落差別撤廃とあらゆる差別をなくすことをめざす条例」の改正カ所(案)について

○明確に欠落していると思われる事項

(1) 相談に関する規定が欠落している

案文：第〇条 市は、国及び府との適切な役割分担を踏まえて、部落差別をはじめとするあらゆる差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るものとする。

【この規定をふまえた留意事項】

- ①泉佐野市役所内の的確な相談体制のさらなる充実を検討する必要がある。
- ②市民交流センター、女性センター等における的確な相談体制を検討する必要がある。

(2) 教育に関する規定が欠落している

案文：第〇条 市は、国及び府との適切な役割分担を踏まえて、部落差別をはじめ、あらゆる差別を解消するため、必要な教育を行うものとする。

【この規定をふまえた留意事項】

- ①学校教育における部落差別をはじめ、あらゆる差別を解消していくための方針、計画の策定が求められる。
- ②社会教育における部落差別をはじめ、あらゆる差別を解消していくための方針、計画の策定が求められる。

(3) 事業者にかかわる規定が欠落している

案文：第〇条 事業者は、部落差別をはじめ、あらゆる差別を解消するために、従業員の人権意識の高揚を図るなど、その事業活動において、人権尊重の視点に立って取り組むとともに、市が実施する人権施策に協力するものとする。

【この規定をふまえた留意事項】

- ①公正採用選考人権啓発推進員の設置（従業員 25 人以上の事業所）促進
- ②部落差別をはじめ、あらゆる差別を解消に取り組む企業の組織化